

須坂市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可等に関する募集要項

（趣旨）

第1 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する認可について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第1号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（認可の申請）

第2 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、事前に教育委員会と協議しなければならない。

（認可等の通知）

第3 教育委員会は、前条の規定による乳児等通園支援事業認可申請書の提出をうけたときは、当該乳児等通園支援事業認可申請書及び添付書類の内容並びに乳児等通園支援事業を行う施設を検査し、法令等に定める基準に適合していることを確認し、乳児等通園支援事業の認可をするときは、乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により、当該乳児等通園支援事業を行おうとする者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による検査により、法令等に定める基準に適合しないことを確認したときは、乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）により、当該乳児等通園支援事業を行おうとする者に通知するものとする。

（意見の聴取）

第4 教育委員会は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、須坂市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第45号）に規定する須坂市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

（認可内容の変更）

第5 令第36条の36第3項及び第4項に規定する届出は、乳児等通園支援事業認可変更届出書（様式第4号）によるものとする。

（廃止又は休止の申請）

第6 法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けた者が事業を廃

止又は休止しようとするときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、地域の乳児等通園支援の実状を勘案し、承認もしくは不承認とする場合は乳児等通園支援事業廃止（休止）承認（不承認）通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（雑則）

第7 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要項は、2025年10月29日から施行する。